

兵庫県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会会則

(設置)

第1条 肝疾患診療体制の整備について(通知)(平成19年4月19日厚生労働省健発第0419001号)及び肝炎対策事業実施要綱に基づき、兵庫県肝疾患診療連携拠点病院(兵庫医科大学病院)(以下、「拠点病院」という。)に兵庫県肝疾患診療連携拠点病院等連絡協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2条 協議会は、肝疾患に関する次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域におけるかかりつけ医と専門医の診療連携体制の充実等に関すること。
- (2) 肝炎診療に関わる医療機関情報の収集と提供に関すること。
- (3) 肝炎診療従事者に対する研修に関すること。
- (4) その他兵庫県の肝炎対策に関し必要な事項。

(組織)

第3条 協議会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 拠点病院の病院長が推薦する者
 - (2) 兵庫県肝疾患専門医療機関(別表)の病院長が推薦する者
 - (3) 兵庫県医師会長が推薦する者
 - (4) 兵庫県薬剤師会長が推薦する者
 - (5) 兵庫県看護協会会長が推薦する者
 - (6) 兵庫県栄養士会長が推薦する者
 - (7) 兵庫県健康福祉部長が推薦する者
 - (8) 患者団体代表
 - (9) その他、議長が必要と認める者
- 2 第1項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第9号の委員の任期に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

(議長)

第4条 協議会に議長を置き、第3条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 議長は、協議会を招集する。
- 3 議長に事故があるときは、議長はあらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を協議会に出席させることができる。

(意見の聴取)

第6条 議長は、必要があるときは、委員以外の者を協議会に出席させ、意見を聴くことができる。

(事務)

第7条 協議会の事務は、兵庫医科大学病院の事務部において処理することとし、兵庫県健康福祉部健康局疾病対策課と協働しながら進めるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱を定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成21年3月7日から施行する。
- 2 この会則施行後、最初に委嘱される第3条第1項第9号の委員の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

別表

<p>肝疾患専門医療機関（病院）</p>	<p>神 戸：神戸大学医学部附属病院 神戸市立医療センター中央市民病院 神戸労災病院 甲南病院 川崎病院 神戸朝日病院 神戸市立医療センター西市民病院 社会保険神戸中央病院 西神戸医療センター</p> <p>阪神南：関西労災病院 県立尼崎病院 県立塚口病院 県立西宮病院 明和病院 西宮市立中央病院 笹生病院 市立芦屋病院</p> <p>阪神北：市立伊丹病院 近畿中央病院 宝塚市立病院</p> <p>東播磨：県立がんセンター 県立加古川医療センター</p> <p>北播磨：加東市民病院</p> <p>中播磨：姫路赤十字病院 網島会厚生病院</p> <p>西播磨：赤穂市民病院</p> <p>但 馬：公立豊岡病院</p> <p>丹 波：兵庫医科大学ささやま医療センター</p> <p>淡 路：県立淡路病院</p>
----------------------	---